



# 三重県公報

令和7年12月19日 (金)

第 679 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
835	三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更	(水産資源管理課)	2
836	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	2
<b>公 安 委 告 示</b>			
39	特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示	(公安委員会)	2
<b>公 告</b>			
行政書士法の規定による行政処分		(法務課)	3
国土調査に係る成果の認証		(水資源・地域プロ ジェクト課)	3
同件		(同)	3
同件		(同)	4
土地改良事業計画の変更認可		(農地調整課)	4
公共測量を実施する旨の通知		(公用用地課)	4
公共測量が終了した旨の通知		(同)	5
開発行為に関する工事の完了		(建築開発課)	5
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
一般競争入札を行う旨		(大気・水環境課)	5
同件		(教育委員会)	8

## 告 示

## 三重県告示第 835 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量（令和 6 年三重県告示第 895 号）を以下のとおり変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定により公表します。

令和 7 年 12 月 19 日

三重県知事 一見勝之

次の表の変更前欄に掲げる規定を同表の変更後欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変更後	変更前																
第 3 まいわし太平洋系群	第 3 まいわし太平洋系群																
1 都道府県別漁獲可能量 <u>19,400 トン</u>	1 都道府県別漁獲可能量 <u>17,400 トン</u>																
2 三重県の知事管理漁獲可能量	2 三重県の知事管理漁獲可能量																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県まいわし中型まき網漁業</td><td><u>10,000 トン</u></td></tr> <tr> <td>三重県まいわし機船船びき網漁業</td><td><u>9,100 トン</u></td></tr> <tr> <td>三重県まいわしその他漁業</td><td>現行水準</td></tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県まいわし中型まき網漁業	<u>10,000 トン</u>	三重県まいわし機船船びき網漁業	<u>9,100 トン</u>	三重県まいわしその他漁業	現行水準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県まいわし中型まき網漁業</td><td><u>9,000 トン</u></td></tr> <tr> <td>三重県まいわし機船船びき網漁業</td><td><u>8,100 トン</u></td></tr> <tr> <td>三重県まいわしその他漁業</td><td>現行水準</td></tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	三重県まいわし中型まき網漁業	<u>9,000 トン</u>	三重県まいわし機船船びき網漁業	<u>8,100 トン</u>	三重県まいわしその他漁業	現行水準
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																
三重県まいわし中型まき網漁業	<u>10,000 トン</u>																
三重県まいわし機船船びき網漁業	<u>9,100 トン</u>																
三重県まいわしその他漁業	現行水準																
知事管理区分	知事管理漁獲可能量																
三重県まいわし中型まき網漁業	<u>9,000 トン</u>																
三重県まいわし機船船びき網漁業	<u>8,100 トン</u>																
三重県まいわしその他漁業	現行水準																

## 三重県告示第 836 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 7 年 12 月 19 日

三重県知事 一見勝之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
波切 8	志摩市大王町波切 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、志摩建設事務所及び志摩市役所に備え置いて縦覧に供します。）

## 公安委告示

## 三重県公安委員会告示第 39 号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 15 条の 2 第 2 項の規定による同条第 1 項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があるので、同条第 8 項において準用する同法第 7 条第 4 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 7 年 12 月 19 日

三重県公安委員会委員長 吉田すみ江

1(1) 特定抗争指定暴力団等

令和 6 年 6 月 21 日三重県公安委員会告示第 16 号 1 に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

## (2) 変更事項

変更前 指定の期限 令和7年12月20日まで

変更後 指定の期限 令和8年3月20日まで

## 2(1) 特定抗争指定暴力団等

令和6年6月21日三重県公安委員会告示第16号2に係る特定抗争指定暴力団等（糾會）

## (2) 変更事項

変更前 指定の期限 令和7年12月20日まで

変更後 指定の期限 令和8年3月20日まで

## 公 告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条の規定により、次のとおり行政書士に対する行政処分を行いました。

令和7年12月19日

三重県知事 一見勝之

## 1 処分年月日

令和7年12月15日

## 2 処分を受けた者

## (1) 氏名

松井 勇樹

## (2) 事務所の所在地

三重県伊勢市一色町1834番地7

## (3) 登録番号

第09211401号

## 3 処分の内容

六月間の業務停止

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和7年12月19日

三重県知事 一見勝之

## 1 調査を行った者の名称

伊勢市

## 2 調査を行った期間

令和元年7月から令和6年3月まで

## 3 成果の名称

伊勢市河崎3地区の地籍図及び地籍簿

## 4 調査を行った地域

伊勢市大字河崎三丁目地内他

## 5 認証年月日

令和7年12月5日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和7年12月19日

三重県知事 一見勝之

## 1 調査を行った者の名称

多気郡多気町

- 2 調査を行った期間  
平成 26 年 7 月から令和 2 年 11 月まで
- 3 成果の名称  
多気郡多気町下出江 4 地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
多気町大字下出江地内
- 5 認証年月日  
令和 7 年 12 月 5 日
- 

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 7 年 12 月 19 日

三重県知事 一見勝之

- 1 調査を行った者の名称  
伊勢市
- 2 調査を行った期間  
令和元年 11 月から令和 6 年 3 月まで
- 3 成果の名称  
伊勢市二見町 1 地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
伊勢市大字二見町莊地内ほか
- 5 認証年月日  
令和 7 年 12 月 5 日
- 

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、中勢用水土地改良区から申請のありました土地改良事業計画（維持管理計画）の計画変更は、適當と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第 48 条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴え提起することができます。

令和 7 年 12 月 19 日

三重県知事 一見勝之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画（維持管理計画）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和 7 年 12 月 22 日から令和 8 年 1 月 26 日まで
- 3 縦覧の場所  
津市役所農林水産部農業基盤整備課（津市西丸之内 23 番 1 号）  
亀山市役所産業環境部農林振興課農林施設グループ（亀山市本丸町 577 番地）
- 

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県松阪農林事務所長から通知がありました。

令和 7 年 12 月 19 日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和 7 年 12 月 22 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域

松阪市伊勢寺町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 12 月 1 日に終了した旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和 7 年 12 月 19 日

三重県知事 一見勝之

## 1 作業種類

公共測量（用地測量）

## 2 作業地域

いなべ市北勢町南中津原及び同市北勢町大辻新田

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 7 年 12 月 19 日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 7 年 12 月 2 日	員弁郡東員町大字山田字鳥取 1068-1 ほか 1 筆	員弁郡東員町大字山田 2377-5 三輪 勇人

## 特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 7 年 12 月 19 日

三重県知事 一見勝之

## 1 入札に付する事項

## (1) 委託業務名

大気汚染自動測定機器等保守管理委託業務

## (2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

## (3) 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 11 年 3 月 31 日（土）までとします。

## (4) 委託業務履行場所

三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する場所とします。

## 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

## (1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

## (2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行います  
が、書面により入札に参加することもできます。

- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

#### 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書等を令和8年1月28日（水）12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し（提示可）
- (4) 電子契約を希望する場合は、電子契約利用意向兼メールアドレス確認書

#### 5 入札手続等に関する事項

##### (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班 担当 姫子松  
電話 059-224-2367 ファクシミリ 059-224-3069

##### (2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県環境生活部環境共生局大気・水環境課大気環境班 担当 角田  
電話 059-224-2380 ファクシミリ 059-229-1016

##### (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

##### (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和8年2月10日（火）まで調達システムにより提供します。

##### (5) 入札参加資格確認結果の通知

令和8年2月5日（木）17時までに調達システムで通知（紙入札参加者には通知書を発送）します。

##### (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和8年2月10日（火）14時30分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和8年2月10日（火）14時30分

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地  
宛 先 三重県庁内郵便局留め  
受取人 三重県環境生活部環境生活総務課予算経理班  
案件名 大気汚染自動測定機器等保守管理委託業務 入札書在中

##### (7) 開札の日時及び場所

日時 令和8年2月10日（火）14時35分

場所 三重県津市広明町 13 番地  
 三重県環境生活部環境生活総務課

## (8) 入札方法等に関する事項

## ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額（令和 8・9・10 年度の 3 カ年の合計額）の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

## イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

## ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

## エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

## オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかつた者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

## 6 その他

## (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

## (2) 契約書作成の要否

要

## (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

## (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

## (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

## (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札にかかる詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Maintenance of automatic monitoring devices of air pollution

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Tuesday, February 10, 2025.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 2:30 P.M. on Tuesday, February 10, 2025.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:35 P.M. on Tuesday, February 10, 2025.

(4) Managing Authority:

Air and water environment division, Environmental coexistence bureau, Department of Environment and social affairs, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2380

---

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和7年12月19日

三重県教育委員会教育長 福永和伸

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和7年度～10年度 三重県総合教育センター清掃業務委託

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和11年3月31日（土）までとします。

ただし、契約の履行期間は、令和8年4月1日（水）から令和11年3月31日（土）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県津市大谷町12番地 三重県総合教育センター地内

(5) 総合評価方式による一般競争入札

本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号のいずれか、かつ、第5号及び第7号の事業について都道府県知事の登録を受けていること。

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条に定める建築物環境衛生管理技術者を有し、当該

施設の選任技術者として配置できること。

カ 過去5年間に、事務所等の建築物で延べ面積3,000m<sup>2</sup>以上の規模のものにおいて、清掃業務を通算3年以上履行した実績（6月以上継続の清掃業務実績を含む。）があること。

キ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入（適用除外を含む。）していること。

### 3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

### 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和8年1月16日（金）12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては14に掲げる所属に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの。）の写し（提示可）
- (4) 2(2)エからキまでを証明する書類（技術提案書の提出時に確認できる場合は不要です。）

### 5 技術提案書の作成について

- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表に基づき作成してください。
- (2) 提出部数は2部（正本1部及び複写用の副本1部）とします。
- (3) 原稿サイズはA4を基本（当該業務に係る従事予定計画表等でA4では収まらない場合は、A3を認めます。）とし、両面使用によりページ数は概ね100ページまでとしてください。また、フラットファイル等で製本してください。
- (4) 正本・副本共に、目次及びページを付し、正本のみインデックスを付けてください（副本は当方で複写用として使用するため、インデックスは付けないでください。）。
- (5) 製本の編綴順序は、評価基準表の評価基準項目順序のとおりに編綴してください。
- (6) いったん提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。なお、採点する上で追加書類が相当と考えられる場合、期日を指定して追加書類の提出を求める場合があります。
- (7) 技術提案書提出時に配置予定として選任された建築物環境衛生管理技術者は、契約時に行政機関へ選任を届け出で受けられない場合、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、三重県物件関係落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- (8) 契約締結後において、以下に掲げる評価対象の有資格者の人数が提案書に記載された有資格者数を下回っていた場合、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、三重県物件関係落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
  - ア 建築物環境衛生管理技術者
  - イ ビルクリーニング技能士
  - ウ 清掃作業監督者
- (9) 契約締結後において、配置された清掃員の平均実務経験年数を確認します。その平均経験年数が技術提案書に記載された年数を下回っていた場合、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、三重県物件関係落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

### 6 技術提案書聴取会の実施について

(1) 評価基準表に沿って技術提案書聴取会を行いますので、選任予定の建築物環境衛生管理技術者は必ず出席をお願いします。出席者は、選任予定の建築物環境衛生管理技術者を含めて3名以内とします。また、経営状況の説明を求める場合がありますので、選任予定の建築物環境衛生管理技術者以外に、経営状況について説明できる方の出席をお願いします（なお、建築物環境衛生管理技術者が経営状況を説明できる場合は除きます。）。

なお、詳細は12(4)に掲げる日程により実施します。

(2) 選任予定の建築物環境衛生管理技術者が技術提案書聴取会に出席が無いと認めた場合は、評価基準表の聴取項目の評価項目の評価は0点とします。

(3) 提出された技術提案書の研修体制（規定）、研修実績、実施計画書、いずれかの提出が無いと認めた場合は、提案書聴取を実施せず、技術評価点を0点とします。また、技術評価点が0点となった場合は、落札候補者としません。

(4) 落札資格要件を満たさない場合は、開札の後、無効とし、落札者としません。

## 7 入札方法及び落札者の決定方法

(1) 技術評価点の詳細については、当該案件の本システム上の添付ファイル「落札候補者決定基準」によります。

(2) 落札候補者について、2(2)のアからウまで、カ及びキの落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。

(3) 入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

## 8 低入札価格調査制度に関する事項

(1) 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち総合評価方式により評価値が最も高い者の当該入札価格に100分の110を乗じて得た額が、低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」といいます。）を下回った場合には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項の規定により低入札価格調査を実施します。

(2) 調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

また、当該落札候補者は、指定期日までに関係書類一式を提出するとともに、後日実施される聴取調査を受けなければなりません。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限ります。）へ同様の調査を実施するものとします。

この指定期日までに関係書類一式を提出しない等、低入札に係る調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

## 9 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書を提出いただく場合があります。

(3) 契約は、14に掲げる所属で行います。

(4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

## 10 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

## 11 その他

- (1) 当該入札に質疑（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、12(1)に掲げる締切日時までに行うものとします（回答に時間がかかる場合がありますので、お早めにお願いします。）。
- (2) 本件入札の事項その他に申し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、十分承知しておいてください。  
入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (3) 入札の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。
- (4) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (5) 契約の相手方となった場合は、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。
- (6) その他必要な事項は、規則及び三重県電子調達システム（物件等）運用基準等に規定するところによります。
- (7) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- (8) 技術提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。
- (9) 技術提案書等の作成にかかる経費については、同提案書提出者の負担とします。  
また、入札等に関する経費においても同様とします。
- (10) 参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

## 11) 契約書作成の要否

要

- (12) 天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。  
また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することができます。  
なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。
- (13) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (14) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (15) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

## 12 期間の設定

### (1) 質疑応答の提出締切日時

令和7年12月26日（金）10時までに、調達システムから質疑等を行ってください。ただし、書面による入札参加者にあっては、提出締切日時までに、14に掲げる所属へ書面（FAX可）で質疑申請を行ってください。全ての質疑への回答は、令和8年1月9日（金）までに、本システムの「質問回答」又は「入札情報サービスシステム」の「入札予定（公告）詳細情報」で行います。

### (2) 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時

令和8年1月16日（金）12時までに、本システムの「資格確認」の「確認申請提出」により行ってください。

ただし、書面による入札参加者にあっては、提出締切日時までに、「競争入札参加資格確認申請書（紙入札用）」を、14に掲げる所属へ郵便、民間事業者による信書便又は持参により提出してください。

### 《結果通知》

- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合

令和8年1月23日（金）17時までに本システム上で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合

令和8年1月23日（金）17時までに通知書を発送します。

(3) 技術提案書等提出の日時及び方法等

参加資格の結果通知日の翌日から令和8年1月30日（金）15時までに、14に掲げる所属へ、原則、郵送で提出してください。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。

ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、14に掲げる所属に持参する日時について調整を行ってください。

なお、郵送の場合は封筒に「三重県総合教育センター清掃業務委託技術提案書在中」と記載してください。

(4) 技術提案書聴取会の日時

ア 日程は次のとおりです。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

令和8年2月6日（金）予定

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、うち説明は15分以内とします。

(5) 入札書提出の日時及び方法

令和8年2月17日（火）14時までに、本システムにより提出してください。

※ 入札書提出時には、入札金額内訳書の提出を要します。

提出を要する入札金額内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規則第71条第7号により無効とします。

ア 入札金額内訳書を提出しないもの

イ 入札金額内訳書の金額と入札額が一致していないもの

ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの

エ 記載すべき項目が欠けているもの

オ その他不備があるとき（記載すべき内容又は指示した事項に誤りがあるなど、担当する所属が不備と判断するもの等）

※ 提出された入札金額内訳書の取扱いについて

（ア） 入札金額内訳書は返却しません。また、入札金額内訳書は契約上の権利・義務を生じるものではありません。

（イ） 入札金額内訳書の差替及び再提出は認めません。

（再入札を行う場合） 別途通知します。

（ウ） 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和8年2月17日（火）14時

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県教育委員会事務局研修企画・支援課研修総務班

案件名 三重県総合教育センター清掃業務委託

(6) 開札の日時及び場所

日時 令和8年2月17日（火）14時30分

場所 14に掲げる所属

※ 開札に立ち会いを希望される場合は、14に掲げる所属に、開札日の1週間前までに連絡してください。

(7) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

落札候補者にあっては、令和8年2月25日（水）16時までに4(2)から(4)までの書類を14に掲げる所属へ提出してください。ただし、再度入札を行う場合には、別途提出期限を定めます。

また、提出した書類等について、説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班

電話 059-224-2785 F A X 059-224-2784

14 入札・契約に関する事務を担当する所属

〒514-0007 三重県津市大谷町 12 番地 三重県総合教育センター内

三重県教育委員会事務局研修企画・支援課研修総務班 谷口

電話 059-226-3513 F A X 059-226-3706

15 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Cleaning Service of Mie Prefectural Education Center

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Tuesday, February 17, 2026.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 2:00 P.M. on Tuesday, February 17, 2026.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Tuesday, February 17, 2026.

(4) Managing Authority:

Mie Prefectural Education Center

12 Ootani-cho, Tsu city, Mie, 514-0007, Japan

TEL:059-226-3513

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---